



5月は「消費者月間」です

# 「あの手」「この手」の 消費者トラブル発生中

●問い合わせ 消費生活センター（本庁舎1階 ☎36-8832 📠36-6839）

消費者トラブルで「困ったな」「どうしよう」と思ったら、消費生活センターにご相談ください。

強引な勧誘や、誤解させる営業トークでの勧誘事例を紹介しします。被害に遭わないための注意点を記載します。参考にしてください。

## 事例① 訪問販売

布団の訪問販売が来た。「在宅ワーク中だから」と断っても、「こっちはも仕事中心」と言いつて帰らないので、やむを得ず高額な布団を買った。

## 事例② 電話勧誘販売

「A電力会社を利用中の皆様へ、電気料金が安くなるプランのご案内」との電話があった。A会社によるプラン変更案内だと思い、検針票の番号を伝えてお願しいしたら、知らないB会社との電気の契約だった。

## 解説

訪問販売を断るときは、「ドアを開けず・短く・きっぱり」と断りましょう。業者からの勧誘があったときは、「所属先」を確認し、「思い込み」は止めましょう。

訪問販売、電話勧誘販売のいずれも、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ通知を出して、無条件解約ができます。（3000円未満の現金取り引きを除く）

クレジット払いのときは、クレジット会社にも同様に通知を出します。



## 和田・神林・笹賀・今井地区対象 多事争論会 テーマ「信州まつもと空港の活性化」

●問い合わせ 市民相談課（本庁舎1階 ☎32-0001 📠36-6839）

地元の皆さんの参加をお待ちしています！



【会場参加】



【オンライン参加】

開催日時

5月24日(月) 午後7時～9時

場所

サンプロ アルウィン 会議室

定員

◆会場参加 50人 ◆オンライン参加 先着50人

内容

テーマについて市長が説明します。その後、各地区の地域課題なども含め自由討論を行います。

申し込み

【会場参加の方】5月6日(木)～17日(月)に電話（平日午前9時～午後5時）、ファクス、インターネット（右の二次元コード）のいずれかで、①住所 ②氏名 ③昼間連絡のつく電話番号をお知らせください。

※会場参加は、和田・神林・笹賀・今井地区の方を優先させていただきます。

【オンライン参加の方】5月24日(月)午後5時までに、インターネットから。

その他

会場内を撮影した動画をオンラインでライブ配信および録画配信を行います。発言する方は、会場スクリーンや配信画面に顔が映りますので、ご了承の上、お申し込みください。